

2025年4月1日より、入院時の食事にかかる患者負担額が変わります

近年の食材費等が高騰していること等を踏まえ、
厚生労働省の規定に基づき、入院時の食事にかかる
患者負担額が以下の通りに変更になります。

区分	1食あたりの食事代
市民税課税世帯 ※1	510円
70歳未満で市民税非課税世帯 70歳以上で区分Ⅱの世帯 ※2	90日までの入院
	90日を超える入院
70歳以上で区分Ⅰの世帯 ※3	※4 190円
	110円

令和6年6月1日以降の入院時食事療養費標準負担額

※1 指定難病患者、小児慢性特定疾病患者は令和7年4月1日から300円になります。

また、平成28年4月1日において1年以上継続して精神病床に入院している患者は、

退院するまでの間（平成28年4月1日以後、合併症等で同日内に他病床に移動又は転院する場合も含む）260円になります。

※2 市民税非課税の方

※3 市民税非課税世帯で、世帯全員所得なし（年金収入がある場合は、その額が80万円以下）

※4 90日を超える入院となった場合は、上記認定証を切り替える申請の手続きが必要になります。

当院は入院時食事療養（I）の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。